

事 調 第 889 号
平成 30 年 12 月 21 日

各総合振興局・振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について（通知）

農林水産省では、施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることを踏まえ、施工箇所の点在範囲を5 kmを超えるごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところであるが、この試行後においても発注工事における積算額と実際に要する費用との乖離が生じていることを踏まえ、点在の範囲を1 kmに改正しました。

北海道農政部においても、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（平成25年4月8日付け事調第60号）により、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところですが、上記の理由から施工箇所の点在する範囲を1 kmに改正するものとなりました。ただし、「ほ場整備工事」及び「農用地造成工事」については、北海道は地区設定エリアが広く、工区の分割数が多くなり作業の煩雑化が懸念されることから、積算作業の簡素化を図るため、「工区の分割数」ごとに加算率を設定し、共通仮設費及び現場管理費に加算する試行を行うこととします。

試行の対象等を次のとおり改正し、積算基準日が平成31年2月1日以降の工事から適用することとしたので適切に運用願います。

記

1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

2 工事箇所の設定方法及び積算方法

施工箇所が点在する工事箇所について、施工箇所の点在範囲が1 km程度を超えない回数を限度に工事箇所を細分化し、細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。

「ほ場整備工事」及び「農用地造成工事」においては、細分化した工事箇所数から次式で求めた率により共通仮設費及び現場管理費を加算することができることとする。ただし、地区の状況等により、工事箇所の設定がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

経費加算率算出式

工種	共通仮設費加算率	現場管理費加算率
ほ場整備工事	$Y=2.53 \times \log(x) - 0.006$	$Y=4.10 \times \log(x) + 0.240$
農用地造成工事	$Y=3.04 \times \log(x) - 0.040$	$Y=2.83 \times \log(x) + 0.040$

Y：共通仮設費加算率、現場管理費加算率（％）

x：施工箇所の点在範囲1km分割数（ $x \geq 2$ ）

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

共通仮設費加算額の算出は次式による。

共通仮設費加算額＝共通仮設費率対象金額×共通仮設費加算率

ただし、現場管理費及び一般管理費の対象金額から除くものとする。

現場管理費加算額の算出は次式による。

現場管理費加算額＝現場管理費率対象金額×現場管理費加算率

ただし、一般管理費の対象金額から除くものとする。

3 主な手続き

(1) 入札公告及び入札説明書に別紙の入札公告及び入札説明書記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載し、周知するものとする。

(2) 特記仕様書に、別紙の特記仕様書記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

〔事業管理グループ〕
〔設計施工グループ〕